

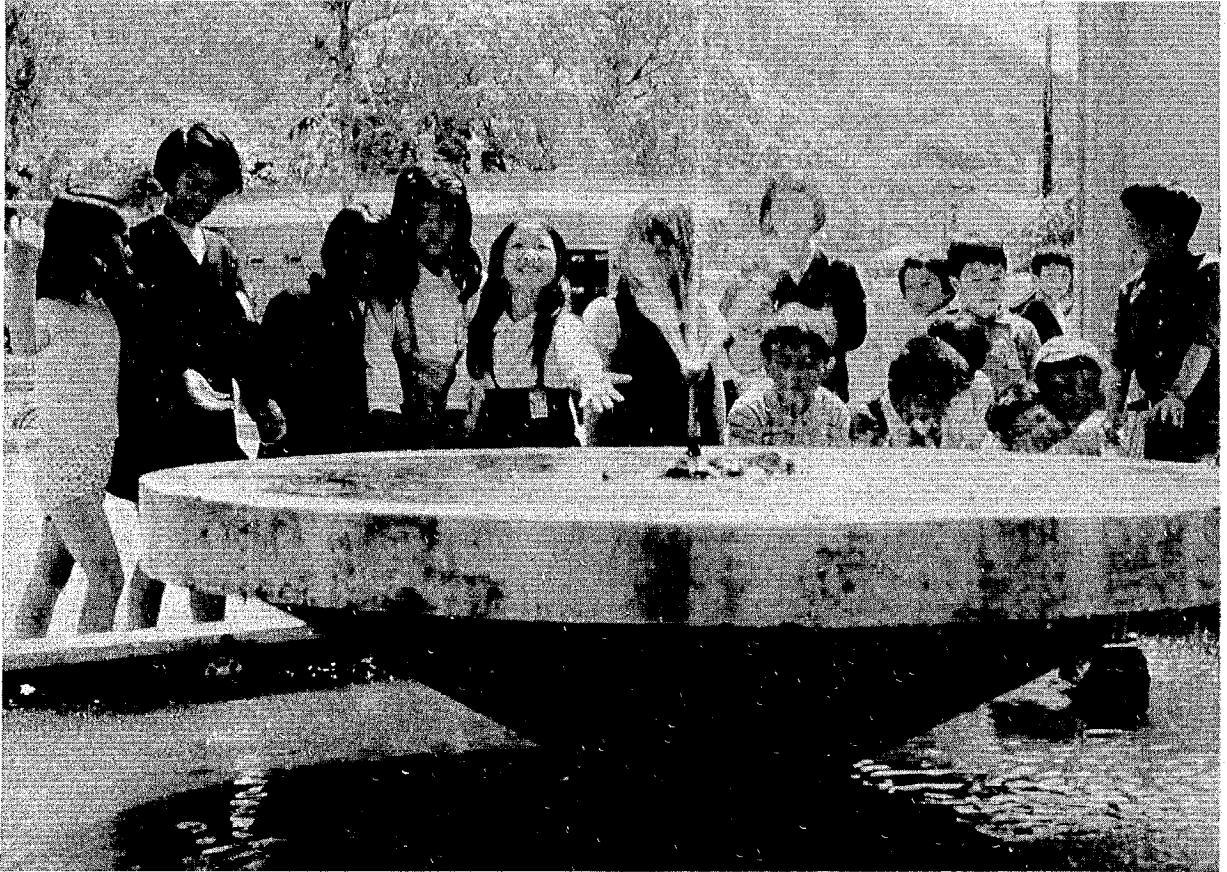
# つやま 広報



今月のテーマ

☆健康で清潔な  
まちをつくろう☆

46・6月 第200号



とじて保存しましょう

【写真は 南小のよい子たち】

## こよみ

☆ 六月四日は『ムシ歯予防デー』です。日本人の八十五パーセントはムシ歯か歯槽膿漏だということです。歯はいつもきれいに、たいてつにし、また、治療は早目に受けましょう。

☆ 『時は金なり』とは、西洋から来たことわざですが津山時間とか、〇〇時間とよくいわれます。時間を正しく守る習慣を身につけるように心掛けましょう。

☆ つゆの季節になります。長期予防によれば、ことは、やや早くつゆに入り、つゆあけごろに大雨が降る恐れがあるとのこと。つゆの対策をいまからしておきましょう。

☆ 六月の第三日曜日は『父の日』です。五月の『母の日』ほどなじみはないようですが、家庭みんなで、お父さんを中心にだんらんしてみてはいかがでしょう。

# 統一地方選挙終る

## 期待になつて三十人の選良

統一地方選挙最後の市議会議員の選挙が四月二十五日行なわれ、投票率八九・〇三%（前回八七・九〇%）がしめすとおり、少数激戦のなかで市民の関心も深く、また積極的な政治参加がみられここに三十名の新しい議員が誕生しました。

### 氏名 難波重勇 氏 田淵啓資 氏

## 選挙後初の市議会開かる

議長に  
副議長

改選後初の市議会臨時会が、五月四日開かれ、議長副議長の選挙、各常任委員会委員の選任、市議会選出の監査委員選任および各組合議会議員の選挙を行なつて閉会しました。

（敬称略・順不同）

○議長 難波 重勇

○副議長 田淵 啓資

○監査委員 藤本 只一

各常任委員会の構成は、つぎのとおりです。（◎は委員長、○は副委員長）

#### ▼総務文教委員会

- ◎谷口 強 ○小島 茂
- 大山修助、小林行雄、古森健志、日口一郎、藤田勉、難波重勇、田淵啓資

#### ▼産業委員会

- ◎井上 保、○井上明信

#### ▼厚生委員会

- ◎影山太郎、○松本邦男

#### 【写真は 議長と副議長（議長室）】



### 議長就任あいさつ

難波 重勇

このたび私、はからずも議長に選任されました。その責任の重大さを考え、いまだに精神的な整理もできていないという状態でございます。しかし、せつかく選ばれました議長でございます。多くの先輩の功績を残された功績を汚さないように、さらにより立派な津山市政をつくり上げていくために全力をあげて努力いたします。

青山武夫、末永弘之、杉本駒太郎、妹尾武夫、藤本只一

#### ▼建設・水道委員会

◎畑 肇、○牧 源吾、内田好一、高岡康助、政岡 勇、松本 平、山本繁正

その他、農業委員会委員および各組合議会議員はつぎのとおりです。

#### ▼津山市農業委員会委員

牧 源吾、高岡康助、井上明信、小島 茂、松本平。

#### ▼中山裏仙山林組合会議員

山本繁正、安藤繁夫（地元）

#### ▼津山伝染病隔離病舎組合議会議員

青山武夫、荒木 要、影山太郎、妹尾武夫、水杉 強、政岡 勇、末永弘之

#### ▼津山圏域衛生処理組合議会議員

難波重勇、田淵啓資、谷口 強、影山太郎、畑 肇、松本邦男、井上 保

#### ▼津山市外十四町村組合立行政情報センター組合議会議員

難波重勇、田淵啓資、谷口 強、影山太郎、畑 肇、井上 保

## 米生産調整農家に福音

### 稲作転換推進資金

米の生産調整に必要資金を有利に貸し出す「稲作転換推進資金」を新設しました。これは、従来からある農業近代化資金の一部を利用される場合に利子補給をして、低利で貸し付けをするものです。（別表）ご希望の方は、事前に市長の認定を受け、市農業協同組合に申し込んでください。なお、詳細については市農政課または、市農協にお問い合わせください。また、これ以外にも各種の融資がありますから市農政課か、市農協（各支所）で相談ください。

## 稲作転換推進資金一覧表

資金の種類	融資の対象となる事業	利率(年利)	償還期間	融資金額	融資対象
1号資金	農畜、畜舎、農産物乾燥施設、たい肥畜、農作物育成管理用施設、果樹期、かん水施設、病害虫予防施設、ふ卵育う施設などの改良、造成、取得。	3%	昭和46年4月1日から昭和51年3月31日まで	事業費の80%以内	転作奨励補助金の交付対象者で、市長の認定をうけた者
2号資金	原動機、揚排水用機具、精うん整地用機具、病虫害防除用機具、畜産用機具等の取得。	3%	の間に借り受けた者で貸付実行日から5年以内	最高限度個人200万円	特認
3号資金	果樹、オリーブ、茶、ホップ、桑またはアスパラガスの植栽および育成。	3%		500万円	
4号資金	牛、馬、めん羊、山羊または、豚の購入および牛、豚の育成。	3%		1,000万円	
6号資金	事業費50万円以下の農地、牧野の改良、造成。	2%			
8号資金	肥育牛、肥育豚、鶏の購入、花木の植栽または育成。	3%			

（注）償還期間を5年以上にしたい場合には、近代化資金による利率となります。

# 特集 正しい手続きまで 明るいくらし

わたしたちは、親子とか夫婦などという一定の親族関係を保ちながら生活しています。このような家族関係上の地位を「身分」といい、法律上、未成年者の親権とか死亡の場合の相続など、いろいろな権利義務関係の基礎となっています。

この身分関係を明らかにするためにもうけられたものが「戸籍制度」です。「ゆりかごから墓場まで」ということばがありますが、市役所の市民課窓口は「出生前から死亡後に至るまで」の戸籍をはじめ、住民基本台帳その他数多くの住民記録などを担当しています。

これらの事務は、いずれも市民生活上の権利義務の源泉となるもので、その取り扱いに当っては市民サービスと事務能率の向上はもとより、正確を期すための努力をしています。今月は、その事務内容の一部を説明し、今後のご理解とご協力を期待します。

## ① 戸籍制度

### 一組の

### 夫婦が単位に

「戸籍」は、明治初年以の身分関係がわかるように来のない歴史をもつてい

る制度で、入学・就職・婚姻などの機会にみなさんに

親しまれており、親子とか

夫婦とかいう親族法上の関係

を登録し、これを公証する

ものです。これらの身分

関係の発生・消滅・変動などはその届出によって記録

され、戸籍をみれば、各人

の身分関係がわかるように

されています。

戸籍は、一組の夫婦を単位として作られており、したがって子どもが生まれると、その子は父母の戸籍に入り、そして、その子が成長して結婚すると、父母の戸籍から出て、新しく夫婦の戸籍が作られます。戸籍は、本籍地の市町村

に備えられており、だれでも、謄・抄本をもらったり閲覧することができます。(戸籍のあるところが本籍です)

### 何によって

### 記載されるか

戸籍は届出によって記載されますから、正確なものとするためには、その届出は正しいものでなければならず、また、すみやかな届出が必要なのです。

届出には届出をする人、届出をする期間も定められており、また、届出期間をすぎたときは罰則もありますので、正しく早く届出するようにしましょう。

### 戸籍の

### 記載と効力

戸籍の記載は規則に従って厳正になされるものですから、記載されたことは、特別の事情のない限り真実なものと考えられます。

婚姻・認知・離婚・縁組・離縁などは、届出が市民課

で受理されたときに身分関係が発生、変更または消滅しますが、出生・死亡等は

既成事実の届出をするものです。

## おもな届出の種類

おもな届出については、別表①のとおりですが、とくに出生届のときの生まれ

人名漢字・平かな・片かな以外は使用できないことになっていきますので、注意してください。

別表① おもな届出の種類

種類	届出期間	届出地	届出義務者または届出当事者	同意または添付する書類
出生届	生まれた日から14日以内	・事件本人の本籍地 ・届出人の所在地 ・出生地	・父・母・同居者 ・出産に立会った医師 ・助産婦 ・その他の者	・出生証明書 ※母子健康手帳を持参
認知届	届出によって効力を生ずる	・被認知者または認知者の本籍地 ・届出人の所在地	・認知者	・子が成年者であるときは承諾書 ・戸籍謄本(本籍が津山市にあるときは不要)
養子縁組届	届出によって効力を生ずる	・養親もしくは養子の本籍地 ・届出人の所在地	・養親および養子 ・代諾権者(法定代理人) ・証人2人以上	・未成年者を養子とするときは家庭裁判所の許可書 ・戸籍謄本(本籍が津山市のときは不用)
婚姻届	届出によって効力を生ずる	・夫か妻の本籍地 ・夫か妻の所在地	・夫および妻 ・証人2人以上	・夫または妻が未成年者のときは、父母の同意書 ・戸籍謄本(本籍が津山市のときは不用)
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	・事件本人の本籍地 ・届出人の所在地 ・死亡地	・同居の親族 ・同居者 ・家主・地主 ・家屋管理人または土地管理人	・診断書

※届出については印鑑のほか国民健康保険や国民年金のある方は、証書を持参してください。

## 知っておくと便利

### ☆ 手数料

- ・戸籍謄本・抄本 1枚 50円
- ・住民票謄本・抄本 1枚 50円
- ・印鑑証明 1枚 80円

### ☆ 火葬場使用料

大人1.500円 小人1.000円

### ☆ 窓口の混雑するとき

月曜日 土曜日 また休祭日の翌日は混雑しています。また平日は 8時30分から9時30分頃までが比較的混雑していません

### ☆ 市内にある10連絡所では、謄抄本

や、印鑑についての本庁との取りつぎのみです。住民異動や戸籍の届出は本庁においてください。

### ☆ 謄本…全部を写したもの

抄本…必要な部分だけ写したもの

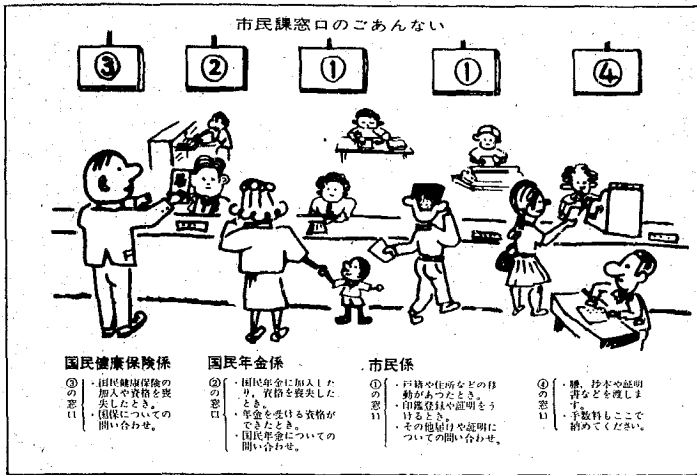
## ② 住民基本台帳制度

### 津山市民である

#### ことの裏づけ

住民基本台帳は、市町村「票」のことで、私たちが日における住民の住居関係を公証し、その日常生活における利便をはかるとともに常に住民の状況を明らかにして、いろいろな行政が適正に行なわれることを目的としています。

これは、いわゆる「住民票」として、市町村の行政においてもその地域内の住民について正しく把握することが必要であり、しておくことが必要です。



### 届出はしないといけないか

前に述べたように住民票がないと選挙の投票も出来ず、運転免許も受けることはできません。そのほか、いろいろな日常生活に不便が生じることになります。

このように、自分の住所を明らかにしておくことは、どうしても必要なことで、市外に転出する市外から転入した市内で住所を異動する世帯主が変ったなどの異動があったときは早く正しくその届出をしておかなければなりません。

### 届出はどうすればよいか

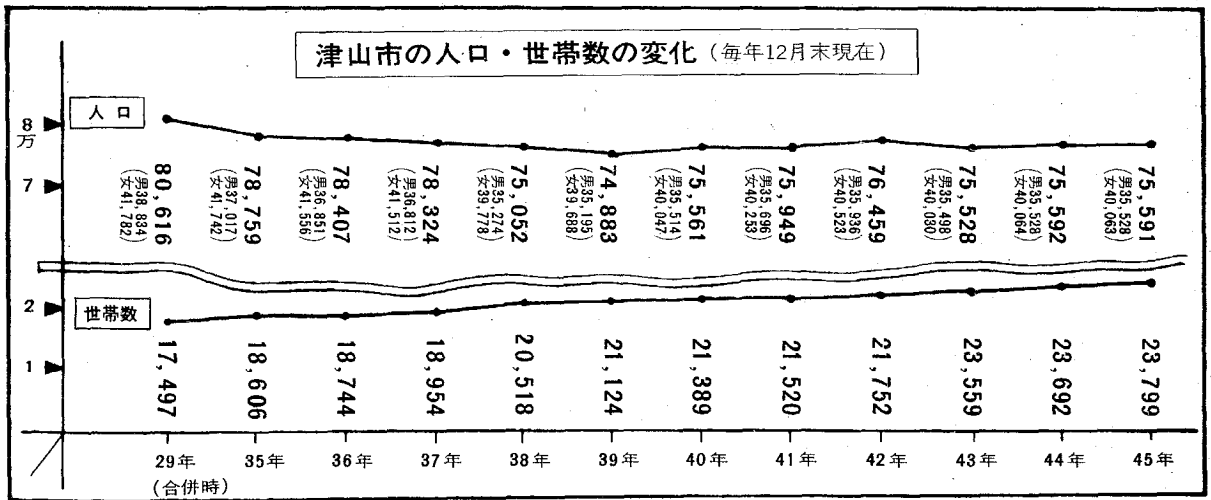
住民票を正しくするためのおもな届出は、別表②のとおりです。

届出は、市民課に所定の用紙がありますから、印鑑を持参して、その届出をしてください。届出の期間をすぎると罰則もありますので、とくにご注意ください。

で、これを基礎として各種の行政が行なわれております。私たちの身近な例をあげてみても、納税・選挙・予防接種・入学・国保・年金などあらゆる行政事務を適正に処理し、かつ、住民に行きとどいたサービスをするためには、その対象となる住民を正確には把握しておくことが必要なのです。

種別	届出者	届出の期間	添付書類(その他)
転入届	世帯主または本人	転入した日から14日以内	・他の市町村から津山に住所を移した人 ・前住所地の市町村の発行した転出証明書
転出届	〃	転出をする日まで	・他の市町村に住所を移す人 ・転出証明書を発行します(手数料50円)
転居届	〃	転居した日から14日以内	・市内で住所を移動した人
世帯主変更届	〃	変更があった日から14日以内	

届出には印鑑のほか国民健康保険証または国民年金の証書を持参してください。



### ③ 印鑑制度

#### 津山市では

#### 手帳制度を実施

現在津山市で行なっている印鑑制度は、簡単にいえば、「手帳制度による印鑑登録証明の方式」です。これは、印鑑の登録者に印鑑登録手帳を渡しておき、証明書は、「この印鑑は登録されている」という印鑑登録証明書を交付することによって行ないます。

このように、印鑑手帳によって証明書が交付されますから、証明書が必要などきには必ずこの手帳を持参してください。

また、証明書の交付申請を代理人に依頼される場合には、手帳と登録した印鑑を押した委任状のほか代理人の印鑑が必要です。これによって印鑑の貸し借りもなく、手帳には、証明書の交付記録もしますから不安もなくなり、印鑑に關しての事故が防げるので

印鑑登録証明の手帳制度は、皆さんの権利と財産保護の強化を目的としていますから、登録の際、多少ごめんどうをおかけすることになりますが、ご理解をいただき、ご協力ください。

また、証明書の交付申請を代理人に依頼される場合



**印鑑登録のとき：**  
本人が申請すること  
(できない)

ときは委任状により代理人(よい)。本人確認のため照会を行ない、その回答書と引き替えに手帳をお渡しし、登録をします。

**証明書を受けるとき：**  
本人のとき  
は、手帳を  
そえて申請

する。代理人のときは、手帳・委任状・代理人の印鑑が必要です。

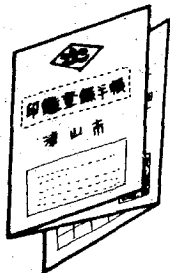
**証明書発行の保障：**  
本人の申し  
出によって  
手帳に写真

をはるることができます。このときは、本人以外には証明書を発行しません。

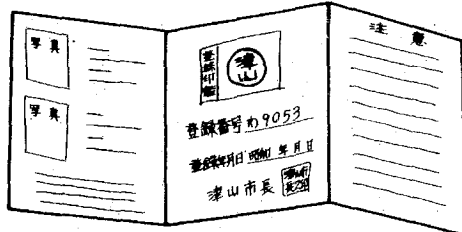
もつとハンコに  
明るくなりましょう



### 印鑑登録手帳



折りたたみできる水色のポケットサイズです。



- ・写真をはっておけば本人以外には証明書を交付しません。
- ・写真をはるときは市民課に持参ください。副印をします。
- ・登録印鑑と登録番号、それに登録年月日がこの面にあります。
- ・注意事項はよく読んでください。
- ・裏面には印鑑登録証明書の交付記録欄があります。

**登録を廃止するとき：**

登録のときと同様本人に照会をして証明書を発行されたとしても、本人が印鑑を保管している限り証明書は利用できません。また、この手帳には、住所・氏名などが記載されていないので悪用されることはありません。

**不正の防止**

印鑑を紛失しても手帳を保管している限り、紛失した印鑑だけでは、証明書は発行されません。また、

### 児童扶養手当の所得状況届けを

児童扶養手当(特別児童扶養手当を含む)の受給者は、六月十九日までに所得状況届けをしてください。

☆ 持参するもの  
印かん・児童扶養手当の証書・源泉徴収票(とれる人だけ)

☆ 問い合わせと手続き  
市社会福祉事務所福祉係

(電) 311-1111

☆ 期日

昭和四十六年六月十九日まで

### 津山市の人口 (5月1日現在)

人口	75,564	(+303)
男	35,515	(+142)
女	40,049	(+161)
世帯数	23,916	(+373)

( ) 内は前月との比較

### 交通事故

5月中	1~5月	
事故件数	89件	328件
死者	1人	4人
重傷者	11人	76人
軽傷者	115人	348人

(津山管内)

問：印鑑登録ハダレデモ  
デキマスカ

津山市に住所があり住民票に記載されている人（外国人登録をされている人を含む）は、一人一人に限り登録することができます。ただし、禁治産者や年齢が満十五歳未満の人は、登録することができません。

問：登録デキナイ印鑑ガ  
アルト開キマシタガ  
ドンナ場合デスカ

つぎのような印鑑は、登録することができません。  
◎ 自己の氏名・氏・名または、氏および名の一部を組合わせないもの。  
◎ 職業・屋号などの文字を加えているもの。  
◎ ゴム印その他変化しやすい材質のもの。  
◎ 流しこみ、機械ばりなどのもの。

◎ 印影が、一辺の長さ7ミリメートルの正方形におさまるもの、または、一辺の長さ二十ミリメートルの正方形におさまらないもの。  
◎ 印面が、きそんまたは摩滅しているもの。  
◎ 縁のない印鑑。

問：登録シタイトキハド  
ノヨウニ手続キスレ  
パヨイノデスカ

申請書（市民課にありませぬ）に登録しようとする印鑑を添えて、市民課窓口で本人が申請してください。

（代理人に依頼されるときは、そのほかに委任状と代理人の印鑑が必要で、未成年者・禁治産者のときは、法定代理人または保佐人の同意書が必要です）

② 申請があったときはそれが事実であるかどうかを確認するため、照会書を郵送します。  
③ 郵送された照会書が着いたら、それに添付してある回答書に必要な事項を記入して持参ください。そのときに印鑑を登録し引き替えに印鑑登録手帳をお渡しします。同時に証明書をうけることもできます。（回答書も

代理人に依頼されるときには委任状が、また、同時に証明書をうけるときは代理人の印鑑も必要です）

# 印鑑手続き問答



☆ 回答書は必ず持参してください  
☆ 回答書は必ず持参してください  
☆ 回答書は必ず持参してください

☆ 回答書は必ず持参してください  
☆ 回答書は必ず持参してください  
☆ 回答書は必ず持参してください

市民課窓口に出してください。  
市民課窓口に出してください。  
市民課窓口に出してください。

## 第13回水道週間

### 蛇口から あふれる水道 わく笑顔

一日から七日まで「水道週間」です。ふだん無意識のうちに使っている水道の水は、飲用水として欠かせないばかりでなくいろいろな働をしていて、台所を明るく、家事のむだをはぶくことはもとより、消火にもかかせないものです。そのほかいろいろな産業活動に利用され社会活動のささえとなっていきます。

私たちの生活を清潔かつ快適にする水道を、みなさんに正しく理解していただくとともに、よりいっそうの普及発展に努力したいものです。

#### 水もれは 貴重な水のムダ使い

水は大切に使うよう平素から心がけましょう。どこか見えないところで水がもれていると思われ場合は、①家中の蛇口

を全部しめ、②メーターの赤い星を調べてみましょう。もし赤い星（針）が回っていたら、どこかで水もれがある証拠です。このときは、すぐ修理を水道指定工事店か水道局へ申し込んでください。

なお前月にくらべ使用水量が急にふえたときなども、この方法でたしかめてみましょう。

#### 赤い星（針）

左の図はメーター略図ですが、文字盤の中央の赤い星（針）が、水の流れていることを示します

# こぞって投票しよう

公 示・6月4日  
投票日・6月27日

議員 岡山県  
院 岡山  
議 岡山  
参 岡山  
選 岡山

ことしは、十二年に一度の「選挙集中の年」です。統一地方選挙がすんでほっと一息ついたところで、こんどは参議院(岡山県・全国)議員通常選挙がおこなわれます。公示は六月四日投票は六月二十七日と決定しました。

名簿に登録されているのはつぎの人です。  
▼昭和26年6月28日までに生れた人で、昭和46年6月2日現在、引き続き三か月以上津山市の住民基本台帳に登録されている人。なお選挙人名簿に登録します。

選挙で、多くの候補者の中から適格者を選んで投票することが政治に参加することになり、「主権在民」といわれる民主政治の基本的権利を行使したことになる。

投票できる人は  
こんどの参議院議員選挙で投票できる人は、まず選挙人名簿に登録されていなければなりません。この

この選挙には投票用紙が二枚あり、うす桃地に黒色印刷が岡山県選出議員、うす黄地に赤色印刷は全国選出議員用です。  
投票は、県選出議員の投票は、県指定建造物にな

## 投票は順序にしたがつて

### 今月の納税

県・市民税 第1期分  
国民年金保険料 第1期分

6月30日までに納めください

## 紙上文化財めぐり

### 西苦田の文化財

旧西苦田村であった八子・総社・小原の地域は文化財の集中地域です。県道沿いに南から北へ、おもな文化財を見てみましょう。

#### ▽津山山車収蔵庫

江戸期から今日まで徳守神社の祭礼の日を中心に、各町内から山車(だんじり)が出動してにぎわいます。庶民の楽しみと無事を祝う特色ある民俗行事です。この山車は江戸後期の弘化から明治

十年頃にかけて作られたものが多く、高倉の住人で高山近之輔という名工の彫刻がすぐれています。県指定重要民俗資料に指定されたのを機会に、小田中宇膳田(八子)に収蔵庫を作り、二十四台を収納しています。

#### ▽鶴山八幡神社

鶴山にあった神社を森氏が津山築城の際に、十六夜山を経て現在地に移し、江戸初期に再建したものです。入母屋造妻入

りと呼ばれる(中山造り)社殿構成を保つ江戸初期の神社建築として県指定建造物となっています。

#### ▽末社薬祖神社

鶴山八幡神社本殿の西北に流し造りの小社があります。この社は、森氏入府以前に山名氏が鶴山に建てたものを移築した桃山時代の特色ある建造

物で、県指定建造物になっています。

#### △総社宮本殿

美作一円の神社を集めて祭ったのが総社の始まりです。現在の本殿は、毛利氏が尼子氏に戦勝したあと永禄五年(一五六二年)に建造したものとされており、中山造りを代表する立派な社殿で、

国指定建造物であります。最近、総合防災設備も完成しました。また、ここには元和・明暦・元禄・宝暦などの棟札が残っており、建築に関する基礎資料として、ことし、国指定文化財に追加指定されました。

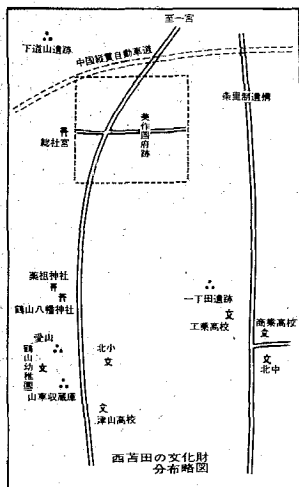
#### ▽美作国府跡

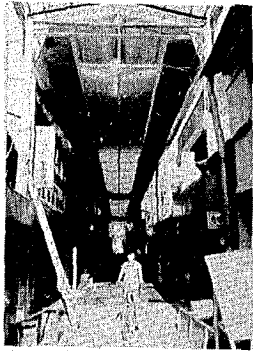
和銅六年(七一三年)に美作国が設置されるとともに置かれた行政の中核であり、方六町の区域を有し、その北側中央に国衙があったと推定されます。国府の西北隅が中国縦貫自動車道にかかるため、現在発掘調査中

国府の東南、津山工業高校西側に美作最古の米づくりをしたひとびと(弥生時代前期)の遺跡もあります。

#### ▽下道山遺跡

総社から西北の丘陵尾根上に弥生時代の墳墓群があります。美作地方で知られている大部分の遺跡は、壑穴住居を中心とした集落址ですが、この遺跡は、大墳墓群であり、鏡・玉・祭祀用特殊器台などが出土しており、古代国家形成直前のものとして貴重な遺跡とされています。





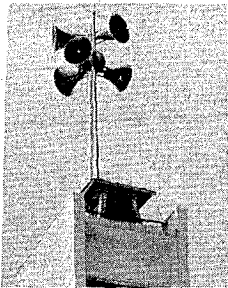
### アーケード街誕生

市内にアーケード街がまた誕生します。新魚町と堺町にまたがるもので「五番街」と名付けられます。

## カメラ散歩

### スピーカーが6つ

消防署の屋上に広報用スピーカーが取りつけられました。火災発生その他に活用されます。



委託の対象は、津山市民であって、十五名以上の学習グループです。学習の総時間が、二十時間以上であること、また、重点的学習内容の指示をしますが、年間四五千円の委託料を出します。

市民のなかで自主的に行なわれているグループ学習を育成し、また、ひろく成人教育の学習の機会の拡大と学習内容の充実をはかるために、市民学級の開設運営を委託する制度があります。

# 成人教育の機会と充実を 46年度市民学級開設委託

至急市役所市民課国民年金係まで、印鑑と証書を持参ください。

## 福祉年金を受けているあなたに

福祉年金をうけている人は、毎年六月末日までに、福祉年金証書を市町村役場に提出することになっています。これを怠ると、その年の年金を受けることができなくなります。

### (別表) 所得制限限度額表

本人所得	4 4 年 分		4 5 年 分	
	4 4 年 分	4 5 年 分	4 4 年 分	4 5 年 分
0人	610,450	881,500	320,000円	350,000円
1人	763,375	1,059,000		
2人	851,725	1,174,000		
3人	943,200	1,289,000		
4人	1,036,300	1,404,000		
5人	1,129,400	1,519,000		

## 募集中

### 住宅入居者

市内林田に完成した鉄筋五階建住宅で、移転就職者が入居対象者ですが、住宅に困っている人も、市商工光課か、津山職安でおたずねください。

### 家庭審判員

重度身体障害者の家庭を巡回して日常生活の世話をしてくださる三十歳から五十歳までのご婦人を探しています。ご希望の方は、市社会福祉事務所(協議会)におたずねください。

### 手紙作文

郵便創業百年を記念する手紙作文コンクールの作品です。対象は、小・中学生で、七月十五日が締め切りです。詳しくは郵便局でおたずねください。

### 未加入の方は今すぐ市交通災害共済制度へ

交通事故は、ますます増加しております。みなさんのうちで、この制度に未加入の方は今すぐ加入されることをおすすめします。

なお、加入者で事故にあわれたときは、たとえ自損事故でも必ず警察署に届け出をしてください。また、共済見舞金の請求は事故のあった日から一年以内にならなければなりませんのでなるべく早めに請求してください。

## ツベルクリン反応注射・B・C・G予防接種のお知らせ

結核予防法により、国民は年1回は必ず受けなければならないと定められている結核健康診断のうち、昭和46年度のツベルクリン反応とB・C・G接種を、つぎのとおり実施しますから、該当の方は必ず受けて下さい。

1. 該当者 ツベルクリン反応注射 B・C・G予防接種注射  
生後6か月以上満29歳以下の人 ツベルクリン反応により陰性および疑陽性と判定された人
2. 料金 無料
3. 対象 一般(保育園を含む)

### 日程

場 所	ツベルクリン	B・C・G	場 所	ツベルクリン	B・C・G	場 所	ツベルクリン	B・C・G
清泉小学校	7月10日(日) 13.00-14.30	7月12日(火) 13.00-14.30	福岡保育園	7月21日(水) 14.00-15.30	7月23日(金) 14.00-15.30	一宮保育園	8月3日(日) 14.00-15.30	8月5日(火) 14.00-15.30
中央公民館	7月13日(水) 14.00-15.30	7月15日(金) 14.00-15.30	津山 "	7月21日(水) 14.00-15.30	7月23日(金) 14.00-15.30	田町 "	8月3日(日) 14.00-15.30	8月5日(火) 14.00-15.30
田邑公民館	7月14日(木) 13.00-14.30	7月16日(土) 13.00-14.30	大崎小学校	7月24日(土) 13.00-14.30	7月26日(月) 13.00-14.30	作陽保育園	8月4日(水) 14.00-15.30	8月6日(金) 14.00-15.30
院庄 "	7月14日(木) 13.00-14.30	7月16日(土) 13.00-14.30	河辺 "	7月24日(土) 13.00-14.30	7月26日(月) 13.00-14.30	市役所	8月7日(土) 14.00-15.30	8月9日(月) 14.00-15.30
高倉保育園	7月17日(日) 13.00-14.30	7月19日(火) 13.00-14.30	二宮公民館	7月27日(日) 13.00-14.30	7月29日(火) 13.00-14.30			
高田小学校	7月17日(日) 13.00-15.00	7月19日(火) 13.00-15.00	佐良山小学校	7月27日(日) 13.00-14.30	7月29日(火) 13.00-14.30			
東津山保育園	7月20日(水) 13.00-14.30	7月22日(金) 13.00-14.30	城東保育園	7月28日(月) 14.00-15.30	7月30日(水) 14.00-15.30			
広野 "	7月20日(水) 13.00-14.30	7月22日(金) 13.00-14.30	高野 "	7月28日(月) 14.00-15.30	7月30日(水) 14.00-15.30			
			城西保育園	7月31日(日) 14.00-15.30	8月2日(火) 14.00-15.30			

(注) B・C・G予防接種を受けられる方は、それぞれ担当の養育委員さんのところへ予診票を配布しておりますから、用紙を買って必要事項を記入捺印のうえ必ず会場持参して下さい。